



10月31日(日) 投票時間 7:00～20:00

衆議院議員総選挙 投票日

最高裁判所裁判官国民審査

投票区	投票場所	対象地区
第1	小山町役場	小山1区、生土、音淵、落合
第2	成美小学校体育館	中島、柳島、湯船、藤曲、南藤曲
第3	菅沼地区児童屋内体育施設 (明倫小学校体育館)	茅沼、菅沼、坂下、谷戸、大脇、所領
第4	足柄地区コミュニティセンター	向方、宿、新柴、桑木
第5	用沢地区児童屋内体育施設 (北郷小学校体育館)	用沢、上古城、一色
第6	小山町総合文化会館 (多目的ホール)	原向、棚頭、大御神、中日向、上野、阿多野、吉久保、下古城、大胡田
第7	須走地区コミュニティセンター ※須走東災害対策センターと合併しました	上本町、下本町、下原、東原、緑ヶ丘、雲雀ヶ丘、富士学校
第8	小山町健康福祉会館 (多目的ホール)	小山2区、小山3区、小山4区、正和寮

■小山町で投票ができる人

平成15年11月1日までに生まれた人で、令和3年7月18日(転入届をした日)以前から、小山町に引き続き住所を有する人

■小山町で投票ができない人

令和3年7月19日以降に、小山町に転入した人

■問合せ

明るい選挙推進協議会

小山町選挙管理委員会

☎76-6131

投票所入場券の お取り違えに注意を！

10月24日(日)執行の参議院静岡県選出議員補欠選挙と日程が重なっていますので、入場券を確認してご来場ください。

あらかじめ記入を お願いします

投票所入場券の裏面に、期日前投票用の「宣誓書兼請求書」が印刷されています。必要事項「氏名」「生年月日」「現住所」「事由」と「期日前投票日」を記載して、持参してください。

選挙日に投票所へ行けない人は 期日前投票制度を利用しましょう！

10月20日(水)～30日(土) 8:30～20:00

役場本庁2階 大会議室

※24日(日)のみ7:00から20:00まで投票できます

10月20日(水) 15:00～20:00

24日(日) 7:00～20:00

須走コミュニティセンター(須走支所)

2日間のみ期日前投票所を開設します

避難世帯カード

自主防災会名 _____ 区 _____

世帯No _____

避難者は太枠内を記載

提出後区ごとに一連番号を記入

住 所		小山町 小山××-△ ○○アパート △号室					
住所など		自主防災会名： 小山1 区					
避難者氏名	フリガナ	性別	続柄	年齢	生年月日		特記事項（○囲み）
小山 金太郎	オヤマ キンタロウ	男	本人	44 歳	T H	S R	52. 4. 2 妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
氏名など	ハナコ	女	妻	42 歳	T H	S R	54. 4. 3 妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
銀次郎	ギンジロウ	男	長男	19 歳	T H	S R	14. 5. 5 妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
電話番号	76-XXXX		携帯電話		090-▲▲▲▲-□□□□		
緊急時の連絡 （氏名・区名のみ）		同意する		同意しない		居住区	区
備考（持病・常備薬・要望事項・ 支援の必要性など）		長男は、ぜんそく					
退去先(退出時記入)	世 帯 主			住 所			

下半分を切り取ったりコピーをしたりして
ご利用ください

避難世帯カード

自主防災会名 _____ 区 _____

世帯No _____

避難者は太枠内を記載

提出後区ごとに一連番号を記入

住 所		小山町					
		自主防災会名： _____ 区 _____					
避難者氏名	フリガナ	性別	続柄	年齢	生年月日		特記事項（○囲み）
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
				歳	T H	S R	妊婦・乳幼児・ 要介護者・障がい
電話番号			携帯電話				
安否確認のための情報開示 （氏名・区名のみ）		同意する		同意しない		居住区	区
備考（持病・常備薬・要望事項・ 支援の必要性など）							
退去先(退出時記入)	世 帯 主			住 所			

避難世帯カードを 活用してください



避難訓練受付の様子

町では、風水害や大規模地震などの災害時に避難所を開設する場合に、避難した人の把握や、その後の避難所運営に役立てるため、受付で「避難世帯カード」の記入をお願いしています。

しかし、避難所となった体育館などの受付では、カードの記入に時間が掛かり、長い列ができたり、避難した人たちが密集して3密になったりするなど、新型コロナウイルス感染対策として注意が必要な状況が生じることがあります。

災害時の避難に備え、左の「避難世帯カード」に記入をし、避難所に避難する際は、速やかに受付に提出できるように、事前の準備をお願いします。

避難世帯カードはコピーをするなど、各自で用意してください。避難用品と一緒に保管しておくことをお勧めします。

問合せ 危機管理局 ☎76-5715

相談

【特設】巡回行政相談

くらし安全課

10月18日～24日は行政相談週間です。10月22日(金)に特設巡回行政相談を行います。

とき・ところ

10月22日(金)

10:30～12:00 足柄コミセン

13:30～15:00 役場1階

総合相談室

相談員：滝口 正さん

10:30～12:00 須走コミセン

13:30～15:00 北郷コミセン

相談員：米山民恵さん

問合せ くらし安全課

☎76-6130

相談

行政相談

くらし安全課

とき 11月12日(金)
13:00～16:00

相談員 滝口 正さん

ところ 役場1階 総合相談室

問合せ くらし安全課

☎76-6130

相談

無料法律相談

社会福祉協議会

とき 11月17日(水)
13:00～15:00

ところ 健康福祉会館社協相談室

相談員 弁護士による法律相談

定員 3人(要予約)

問合せ 社会福祉協議会

☎76-9906

相談

ねんきん相談

住民福祉課

とき 11月18日(木)
10:30～14:00

ところ 役場1階 打ち合わせ室

相談員 沼津年金事務所職員

予約 10月29日(金)まで

定員 6人(要予約)

問合せ 住民福祉課 ☎76-6100

相談	【出張】心配ごと相談
	社会福祉協議会

と き 11月25日(木)
13:00～15:00

ところ 総合文化会館

内 容 社協および関係機関による相談

定 員 2人

予 約 11月1日(月)から

問合せ 社会福祉協議会
☎76-9906

案内	豊門会館・西洋館 一般公開
	都市整備課

と き 10月24日(日)
9:00～12:00
(11:30受付終了)
13:00～16:00
(15:30受付終了)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため入館人数は限られます

参加料 無 料

問合せ 都市整備課☎76-6142

募集	小山町提供木材(富士山・金時材)の再活用アイデア
	農林課

東京2020オリンピック・パラリンピック選手村「ビレッジプラザ」に提供した木材が小山町に里帰りします。196本(約5m³)のスギ材を大会の「レガシー(遺産)」として残すため、活用方法のアイデアを募集します。

部 門 ・一般の部
・小・中学生の部

応募資格 小山町をこよなく愛する個人または団体

応募方法 11月1日(月)必着で、応募用紙を持参するか、郵送、FAX、Eメールで送付

※応募用紙は町HPからダウンロードまたは農林課窓口・各支所窓口にて配布しています

問合せ 農林課 ☎76-6112

案内	第23回米・食味分析鑑定コンクール・国際大会in富士山
	農林課

第23回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会in富士山は11月27・28日の開催に向け、準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、共同主催者である米・食味鑑定士協会との協議の結果、無観客で実施することになりました。

11月27日(土)に食味官能(実食)審査のみを無観客で行います。皆さんの出品をお待ちしています。

問合せ 米・食味分析鑑定コンクール：国際大会in富士山実行委員会事務局(農林課) ☎76-6121

募集	令和4年度入学生募集(一般入学試験)
	御殿場看護学校

募集人数 学年定員の半数程度(16人程度)

受験資格

- ①令和4年3月高等学校卒業見込みの人
- ②高等学校を卒業した人
- ③高等学校と同等程度の資格を取得した人または取得見込みの人

出願期間 11月15日(月)～29日(月)
※当日の消印有効

受付時間 持ち込みの場合は、
9:00～17:00(平日のみ)

受験料 20,000円

試験日
○12月11日(土) 筆記試験
○12月12日(日) 面接試験(筆記試験合格者対象)

試験会場 御殿場看護学校

合格発表 令和4年1月5日(水)

問合せ 御殿場看護学校 ☎84-5200

案内	小山高校オープンスクール
	県立小山高等学校

と き 11月6日(土)
○日 課 8:30～13:25
(自由見学、以降部活動見学)
※来校の際は、事務室で受付をお願いします

○学校説明会
・ 9:20～ ・ 11:40～

○個別相談会
・ 10:05～ ・ 12:35～

○学校裁量枠説明会
・ 13:30～14:00

持ち物 スリッパなど

問合せ 小山高校 ☎76-1188

案内	静岡県最低賃金改正
	厚生労働省静岡労働局

静岡県内の事業場で働く、すべての労働者に適用される「静岡県最低賃金」が改定され、**時間額913円**となりました。なお、特定の産業には「特定(産業別)最低賃金」が定められています。

問合せ 静岡労働局賃金室
☎054-254-6315

募集	第1回OIFAワールドサロン ～カナダ編～
	小山町国際友好協会

美しく雄大な自然のカナダの国の魅力や文化などをお話や映像で楽しんでみませんか?

と き 11月14日(日)
13:30～15:00

ところ 豊門公園内 西洋館

講 師 ドン・メイピンさん
(カナダ出身・熱海市在住)

参加費 高校生以上 300円
(中学生以下は無料)

定 員 20人

申込み 10月19日(火)～
※定員になり次第締切

問合せ 小山町国際友好協会事務局 後藤
☎070-7793-0062

湯船原新産業集積エリア（工業団地）の廃棄物処理問題への対応について

業務検証委員会の報告

湯船原新産業集積エリア開発事業において、計画段階から廃棄物処理までの一連の業務把握や課題整理を行い、事務処理上の改善点等を検証し、必要な対応措置の検討を行う「小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会」を要綱に基づき設置しました。（『広報おやま』令和2年8月号記事）

廃棄物処理問題について、湯船原新産業集積エリアの埋設廃棄物処理費等総額は約30億円となり、そのうち約19億円を事業協力会社が負担し、残りの約11億円は町が負担しました。当委員会では、5回の会議を経て、発生原因の分析等により課題を検証し、今後の業務改善や透明性確保と説明責任の充実に向けた検討を行い、検証結果を取りまとめ、本年8月2日に町長に報告しました。以下に概要版を掲載します。

また、会議録及び最終報告書の詳細は町ホームページに掲載しています。

問題点、評価

産業廃棄物処理問題に関し、町の組織としての対応が十分であったとは言えない。検証において、業務における職員の明確な法令違反等は確認できないが、事前準備等や不測の事態への対応及び機動的組織体制が不足しており、本検証案件は、不透明で町民の不信を招く執行となった。

1 土地取得

- (1) 町は当該地を重要施策へ位置付けており、土地取得しインフラ整備を行う必要性はあった。
- (2) 調査が不十分だったこと及び瑕疵担保責任*に起因する費用負担を町と事業協力者とで負担したことから、土地の取得に係るリスク分担を事前に明確にしていなかった。
- (3) 土地取得に関するルールを再度検討する必要がある。

2 契約事務

- (1) 不十分な調査結果を根拠とし、町の慣例に則り瑕疵担保責任を省いた契約書を作成した。
- (2) 契約書に瑕疵担保責任を記載すると、事業への協力を得られなかった可能性が否定できないが、取得した土地に瑕疵が有ることを想定し、事前に対処方針を定める必要がある。

3 ガバナンス ※透明公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組み

- (1) 町の最重要施策であり、相当量の事務にスピード感を持って推進する必要があったが、人員を含め十分な組織体制が確保されていなかった。結果的に内部牽制が十分に機能しなかった。
- (2) 生じた問題に対し、短期的にはその都度適切な事務処理を実施したが、長期的には適切な事務処理であったと判断できない。
- (3) 説明責任を果たす文書及び政策検討過程を示す文書の不存在が多く生じていること、調査が不足していたこと並びに町民の意思決定に至る資料が不足しており、政策判断における資料が十分でない。

改善点

- ①計画立案段階から、協議及び検討資料を正確に記録し、意思決定に至るプロセスの透明化を図ること。
- ②事業推進にあたり、可能な限り、事業の業務量及びリスクを想定し、確実に実施できる組織体制を確保し、リスクが生じた場合には組織体制等を増強すること。
- ③事業の進行管理を組織として確実に実施すること。
- ④契約等に際し、契約規則等のルールを厳格に適用することとし、可能な限り恣意的な運用とならない方策を検討すること。

今後の対応

以下のような業務改善、再発防止策を講じ、またそれらを継続していく責務がある。

- 職員の意識の研鑽
- 各ルールの厳格化（十分な事前調査の実施及び協議の記録の保存、公文書管理の徹底、契約書への契約不適合責任に関する記載、地権者との協議内容の保存）
- 執行体制の充実
- 政治倫理条例、コンプライアンス条例の整備

役場内部の情報共有と十分な検討の重要性

小山町湯船原新産業集積エリア開発事業に係る業務検証委員会の最終報告書を本年8月2日に受け取り、慎重に対応を検討し、賠償請求訴訟を行わないと決断しました。町民の皆様へ、決断に至った私の考えをお伝えします。

当該地は、過去に廃棄物の不法投棄が問題となり、広報おやま（昭和59年5月号、8月号）にも記事が掲載された場所です。前町長は令和2年1月の新聞取材に対し、廃棄物の埋設を知っていたと答えました。検証委員会の報告において職員の認識不足が指摘されており、前町長は廃棄物埋設の事実を役場内で共有せずに事業を進めたと考えられます。

その後、平成25年、新産業集積エリアが、静岡県が進める「フロンティア推進区域」に指定されま

*瑕疵担保責任：売買などの契約で、契約の目的物に隠れた欠陥があった場合、売り主などが負う責任

した。過去から廃棄物問題のある土地であり、埋設廃棄物処理について協議、決定し、町議会、町民の理解を得るべきでした。

しかし、検証委員会の報告において、その事業決定に至る意思決定に係る資料がなく、妥当性が判断できないこと及び廃棄物問題に係る議論の有無について十分な記録がないため確認できないことが指摘されており、当時、埋設廃棄物の処理に関する対応を協議、決定し、町議会、町民の理解を得ることはされていませんでした。

瑕疵担保について

町は当該地の土地売買契約書に町の契約規則に規定する瑕疵担保責任の条項を入れていませんでした。また法律上、契約書に無くとも廃棄物処理費の負担を地権者（売り手）に求めることは可能ですが、請求しませんでした。更に、廃棄物発見から1年以内という時効期限内に地権者に賠償請求をしませんでした。

しかし、検証委員会の報告において、町の慣例に則り、瑕疵担保条項を省略したこと、契約書への瑕疵担保条項の記載により、事業への協力を得られづらいという側

面が否定できないことなどが指摘されており、町が瑕疵担保条項の無い契約を締結したことは、やむを得なかったと考えざるを得ません。

町議会・町民の説明は不十分

町は当該地区をフロンティア推進区域に指定申請する際及び新産業集積エリア開発事業決定時に、廃棄物の埋設や処理方針等について町議会に対し説明等していません。

また、土地売買にあたり、処理費が生じた場合、地権者に瑕疵担保責任を問わずに、町が負担することの説明等行っておらず、地権者でなく町が廃棄物の処理を行う方針の決定等についても、説明等を行いませんでした。

前町長の政治責任は重い

前記に述べた各対応を踏まえ、廃棄物の埋設を知っていたとする前町長に関する新聞報道を鑑みると、地方自治体の長は、地方自治法上、善良なる管理者の注意をもって用地買収を行う義務を有するとされている中、政治責任は重いと考えます。

一方、地権者にとり当該地は、廃棄物の不法投棄という、いわば不可抗力による損害を受けた土地です。当時の地権者、町及び県等関係機関との協議の詳細は不明ですが、今回の開発まで廃棄物は現地に埋設されたままでした。

本来、土地売買に当たり地権者は、自ら廃棄物を処理するか、処理費を負担すべきですが、総額約30億円の廃棄物処理費の負担を一部の地権者に求めて事業を行うことは、困難と想定せざるを得ません。

苦渋の決断をいたしました

本事業は、町の重要施策であり、企業誘致による税収増や雇用促進、定住人口拡大を目指し、町議会でも、「内陸のフロンティアを拓く取組推進対策特別委員会」を設置するなど強力に推進していました。また、工期内の事業完遂、期限内の起債償還等は必須であり、前述の経緯等を踏まえれば、地権者の瑕疵を問うことは現実的でなく、町は費用を負担せざるを得なかったと考えます。

私は、本件に関し責任の所在を明確にし、損害賠償請求を検討することを考え、一方で、事務処理

の観点から問題の発生原因の分析等により改善点を検証すること及び町民の信頼を確保することを目的として、昨年7月に検証委員会を設置し、本年8月にその最終報告を受けました。

最終報告の内容を踏まえ、弁護士と相談の上、総合的に判断する中、前町長の政治責任は重いが、賠償責任を追及することは難しいと考え、賠償請求訴訟を行わないこととしました。町の将来の発展を鑑み、苦渋の決断であります。町民の皆様の御理解をいただきます。

町民の信頼を確保し、公平公正な町政運営を行うために

検証委員会の報告に示された、①職員の意識の研鑽、②事前調査の実施等ルールの厳格化、③執行体制の充実、④関係条例の整備等の業務改善再発防止策等を講じます。

令和3年10月

小山町長 池谷 晴一

